

長野県歯科口腔保健推進条例【概要】

【前文】

歯は単に食物を咀嚼するというだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るためにも重要であり、健康の原点ともいわれる歯科口腔保健対策を更に充実させ、健康長寿県として将来に継承していくことが必要である。

このような認識に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期のライフステージごとに、歯及び口腔の健康づくりを充実させるとともに、すべての県民が住み慣れた地域において、災害時も含め、生涯を通じて必要な歯科口腔に関する保健医療サービスを受けることができることにより、県民が健康で明るく暮らせる社会づくりに資することを目標とし、実効性ある施策を具体化させるために、この条例を制定する。

目的【第1条】

歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図り、もって健康長寿県の確立に寄与することを目的とする。

基本理念【第2条】

- ・県民が自ら歯及び口腔の健康づくりに努める。
- ・その居住する地域にかかわらず、生涯を通じて必要な歯科口腔に関する保健医療サービスを受けることができる環境が整備される。

県の取組

県の責務【第3条】

県民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定、実施する責務を有する。

市町村との連携協力等【第4条】

施策の推進に当たっては、市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。



歯科口腔保健推進計画【第8条】

- ・歯及び口腔に関する基本的な方針、施策、目標、評価方法等を定める。(おおむね5年ごとの見直し)
- ・県民、市町村、学識経験者等の意見を反映

市町村に対する情報の提供及び支援等【第9条】

市町村歯科保健推進計画の策定や施策の実施に際して、情報の提供、専門的・技術的な支援等を行う。

基本的施策の実施【第10条】

- 1) 情報の収集や提供、連携体制の構築
- 2) 県民が定期的に歯科口腔に係る検診・歯科保健指導を受けるための取組の推進
- 3) フッ化物応用等に関する必要な措置
- 4) 母子保健、学校保健、高齢者の保健等に関する事業との連携
- 5) 特に配慮を要する者(乳幼児、障害のある者、介護を要する者等)への歯科口腔に関する保健医療サービスの確保
- 6) 中山間地域等における歯科口腔に関する保健医療サービスの確保
- 7) 災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの提供のための体制確保
- 8) 歯科・医科の連携による保健医療サービスの充実

関係者の役割

保健、医療、福祉、教育等に関する者の役割【第5条】

- ・県民の歯及び口腔の健康づくりの推進に努める。
- ・それぞれの者が行う歯及び口腔の健康づくりに関する活動との連携協力を努める。

事業者及び保険者の役割【第6条】

- ・雇用する従業員及び被保険者の歯科口腔に関する検診・保健指導の機会の確保や歯及び口腔の健康づくりの推進に努める。

県民の役割【第7条】

- ・歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努める。
- ・歯及び口腔の健康づくりに関する施策を活用するよう努める。
- ・歯科医師等の支援を受けることにより、自ら歯及び口腔の健康づくりに努める。

9) 歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者の確保・資質の向上

- 10) 調査研究
- 11) 普及啓発
- 12) 8020 運動の推進
- 13) オーラルフレイル対策の推進
- 14) 感染症の予防対策、たばこによる健康被害の防止対策、糖尿病等の生活習慣病の予防対策の推進等

歯と口の健康週間【第11条】

毎年6月4日～10日に歯と口の健康週間を実施

歯科口腔保健に関する実態調査等【第12条】

- ・歯科口腔保健に関する実態調査(おおむね5年ごと)
- ・幼児、児童及び生徒の歯科口腔疾患の状況調査(毎年)

財政上の措置【第13条】

必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

施策の実施状況の報告及び公表【第14条】

施策の実施状況を議会へ報告し、その概要を公表